旭川市
パートナーシップ
宣誓制度

利用の手引き

旭　川　市

（令和7年4月改訂版）

目　次

1　旭川市パートナーシップ宣誓制度とは　・・・・・・・・・・　1

2　宣誓をすることができる方　・・・・・・・・・・・・・・・・　2

3　宣誓手続きの流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

4　宣誓手続きに必要な書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

5　自治体間連携について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

6　受領証等の再交付・返還　・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

7　よくある質問　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

1　旭川市パートナーシップ宣誓制度とは

旭川市パートナーシップ宣誓制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うパートナーシップの関係であることを市に宣誓し、市がパートナーシップ宣誓書受領証及び受領カードを交付する制度です。

この制度により法律上の効果は生じませんが、制度の導入をきっかけとして、当事者の方が抱える生きづらさが少しでも解消されるとともに、性の多様性への社会的理解が促進され、誰もが生きがいと誇りを持って自分らしく活躍し、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちとなることを目指します。

パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、経済的又は物理的、かつ精神的に相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである２人の関係のことをいいます。

性的マイノリティとは

典型的とされていない性自認（心の性）や性的指向（どんな性を好きになるか）を持つ方のことをいいます。

2　宣誓をすることができる方

パートナーシップの宣誓をすることができる方は、次の項目すべてに該当している方です。

⑴　一方又は双方が性的マイノリティであること
⑵　双方が民法に規定する成年に達していること（満１８歳以上の方）
⑶　一方又は双方が市内に住所がある又は市内への転入を予定していること
⑷　双方に配偶者がいないこと
⑸　宣誓する相手以外の方とパートナーシップの関係にないこと
⑹　互いに近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族）でないこと
　　※養子縁組をしている場合を除く

【パートナーシップを宣誓することができない続柄】

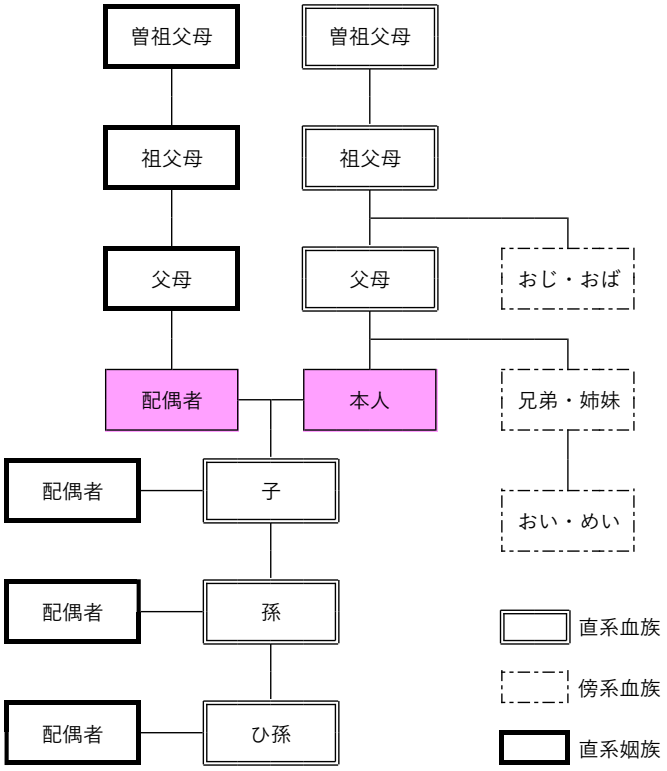

3　宣誓手続きの流れ

⑴　宣誓日の事前予約

・　宣誓を希望する日の５営業日前までに、事前予約を行ってください。

【予約先】旭川市 女性活躍推進部 女性活躍推進課

■　電話　０１６６－２５－９７８５
（平日 8:４５～１７:１５　年末年始を除く）

■　予約専用フォーム
（２４時間受付・２次元コードから移動できます）

【宣誓場所】旭川市 女性活躍推進部 女性活躍推進課
旭川市７条通９丁目４８番地　総合庁舎６階
※ご希望に応じて個室で対応いたします。

【宣誓できる時間】平日 8:４５～１７:１５（年末年始を除く）

・　予約時にお伝えいただきたいこと
①　希望日時（第３希望まで）、個室希望の有無
②　宣誓される方のお名前、生年月日
※通称名で宣誓される場合は通称名もお知らせください
※未成年のお子さんの氏名の記載を希望する場合はその旨お知らせください。
③　代表の方の日中連絡先（電話番号又はメールアドレス）

・　電話以外の方法で事前予約をされた方には、後日、宣誓日時等をお知らせします。
※　宣誓日時は、予約状況等によりご希望に添えない場合があります。

⑵　パートナーシップの宣誓

・　予約した日時に本人確認書類と必要な書類等（５ページ参照）をお持ちの上、必ず宣誓するお二人でお越しください。
・　必要書類を提出していただき、確認後、市の職員の立会いのもと、「パートナーシップ宣誓書（様式第１号）」に署名し、提出していただきます。
・　宣誓書の写し及び「パートナーシップ宣誓書受領証（様式第２号）」を交付します
　※　書類に不備や不足がある場合は、宣誓日を延期させていただく場合があります。

⑶　宣誓書受領カードの交付

宣誓手続き後１週間を目途に、「パートナーシップ宣誓書受領カード」を郵送します。

【宣誓書受領証】

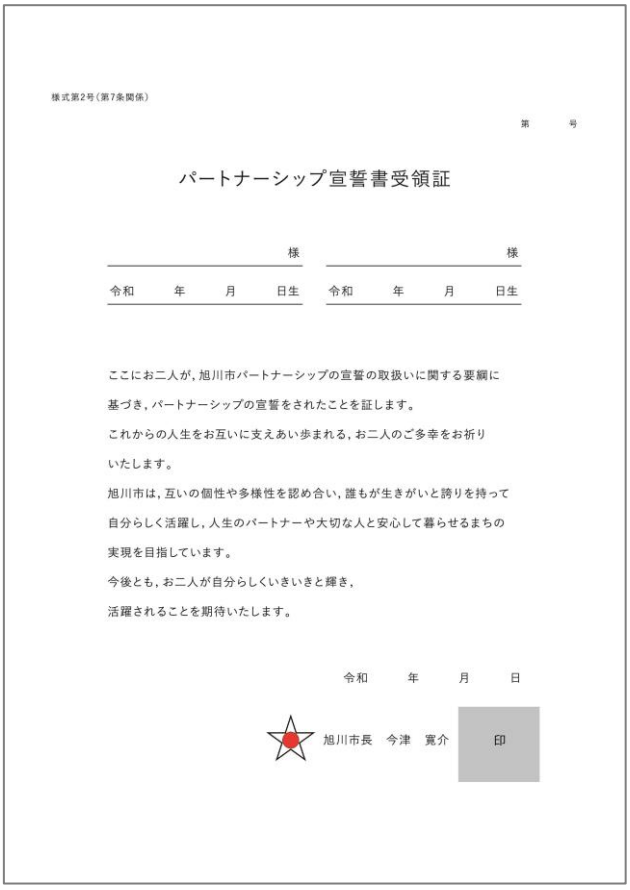
様式第2号（第7条関係）

第　　号

パートナーシップ宣誓書受領証

様　　様

令和　年　月　日生　令和　年　月　日生

ここにお二人が，旭川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき，パートナーシップの宣誓をされたことを証します。
これからの人生をお互いに支えあい歩まれる，お二人のご多幸をお祈りいたします。
旭川市は，互いの個性や多様性を認め合い，誰もが生きがいと誇りを持って自分らしく活躍し，人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現を目指しています。
今後とも，お二人が自分らしくいきいきと輝き，活躍されることを期待いたします。

令和　年　月　日

旭川市長　今津　寛介　印

【宣誓書受領カード（表）】

【宣誓書受領カード（裏）】

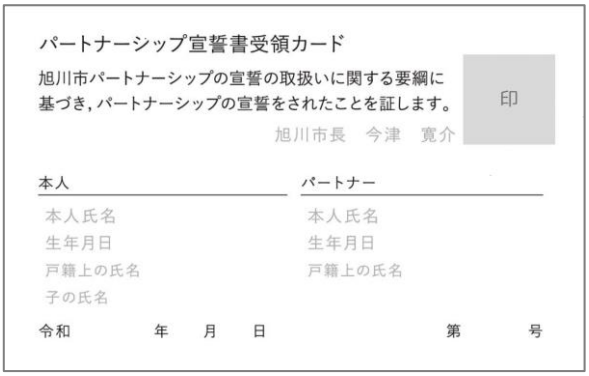
パートナーシップ宣誓書受領カード

旭川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき，パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

旭川市長　今津　寛介　印

本人　　パートナー

本人氏名　　本人氏名
生年月日　　生年月日
戸籍上の氏名　　戸籍上の氏名
子の氏名

令和　年　月　日　　第　号

4　宣誓手続きに必要な書類

⑴　本人確認ができる書類

官公署が発行した顔写真付きのものは１点、それ以外のものは２点提示してください。

【本人確認の具体的な証明の例】

１点で良いもの（例）	２点必要なもの（例）
・個人番号カード（マイナンバーカード） ・旅券（パスポート） ・運転免許証 ・身体障害者手帳 その他、官公署が発行した顔写真付きの免許証、許可書、登録証明書等	・健康保険証 ・年金手帳 ・介護保険証 ・学生証、法人が発行した身分証明書（顔写真付き）

※　有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

⑵　「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」

・　１人１通、３か月以内に発行されたものを提出してください 。

※　お二人が同一世帯の場合は、一緒に記載されているもの１通でかまいません 。

・　個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。

（記載がある場合は受け取れません）

－宣誓時にどちらも旭川市内にお住まいではない場合－

・　上記のほか、転入を予定していることがわかる書類を提出してください。

例）　転出証明書の写し、賃貸借契約書の写し等

・　転入後１４日以内に、住民票の写し、又は住民票記載事項証明書を提出してください。

⑶　配偶者がいないことを証明する書類
（戸籍個人事項証明書〈戸籍抄本〉又は独身証明書等）

・　１人１通、３か月以内に発行されたものを提出してください 。

・　外国籍の方は、大使館などの公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

※　本籍地が旭川市外の場合、取り寄せに時間がかかることがありますのでご注意ください。詳細は、本籍地のある自治体の戸籍担当窓口にご確認ください。

⑷　通称名の使用を希望される場合

通称名での宣誓を希望される方は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類を提出してください。

例）　社員証、学生証、公共料金の請求書、給与明細書、病院の診察券、
自宅に届いた郵便物２通（消印があり、住民票の住所と一致していること）

⑸　未成年のお子さんの記載を希望される場合

宣誓しようとする方と同居している未成年（１８歳未満）のお子さんの氏名を受領証等へ記載することを希望される場合は、次の書類のいずれもご持参の上、「子に関する届出書（様式第４号）」を提出してください。

①　宣誓される方のお子さんであることが確認できる書類
→戸籍全部（個人）事項証明（戸籍謄〈抄〉本）

②　同居し生計を一にしていることが確認できる書類
→住民票の写し（個人番号〈マイナンバー〉の記載がないもの）又は住民票記載事項証明書

※いずれも３か月以内に発行されたものに限ります。

5　自治体間連携について

(1)　パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークによる連携

旭川市は、「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入しています。

パートナーシップ宣誓者が、ネットワークに加入している連携自治体間で転入・転出する場合、次の手続きを省略することができます。

- 転出元の自治体へのパートナーシップ宣誓書受領証等の返還
- 転入先での独身証明書（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）など）の提出

○連携自治体

連携自治体は旭川市ホームページで御確認ください。

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/700/735/751/755/d078642.html

＜連携イメージ＞

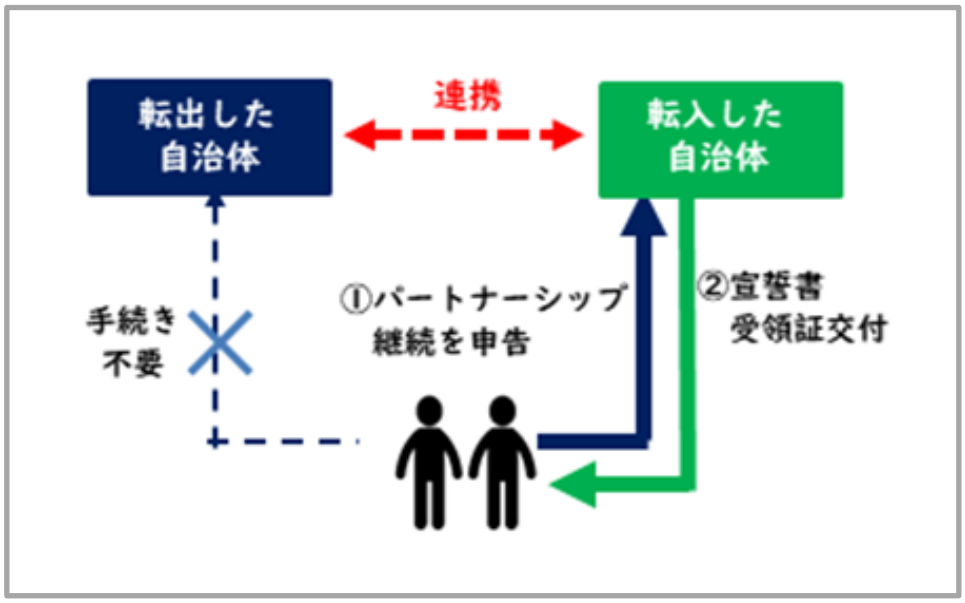

旭川市から転出する場合

旭川市から連携自治体へ転出し、転入先の自治体で引き続きパートナーシップの関係を継続する場合は、旭川市での手続きは不要です。

転入先の自治体で継続申告の手続き及び旭川市の受領書等の返還をしてください。

手続方法については、転入先の自治体にお問い合わせください。

旭川市に転入する場合

連携自治体から旭川市に転入し、引き続きパートナーシップの関係を継続する場合は、次の必要書類を持参又は郵送にて女性活躍推進課に提出してください。

- パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第７号）
- 転出元の自治体で交付されたパートナーシップ宣誓書受領証等
- 住民票の写し
- 本人確認書類（５ページ参照）　※郵送の場合は写しを同封

窓口で手続きされる方は、希望日の５日前までに、３ページの要領で、電話又は予約フォームで予約してください。

なお、通称名の使用を希望される場合や、未成年のお子さんの氏名を受領証等へ記載することを希望される場合は、６ページに記載している書類も必要になります。

詳しくは、女性活躍推進課にお問い合わせください。

パートナーシップ宣誓の継続申告の際には、転出元の自治体へ申告があった旨を通知することに、お二人の同意をいただきます。
同意いただけない場合は手続きができませんのでご了承ください。

⑵　上川中部１市８町における連携

旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町
比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町

上川中部圏域の１市８町（旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町）では、同一の制度内容の要綱を制定し、互いに連携して運用できるよう連携協定を締結しています。

○１市８町いずれの自治体でも手続きができます

お住まいの自治体以外で次の手続きができます。

- パートナーシップの宣誓
- 受領証等の再交付
- 受領証等の返還
- パートナーシップ宣誓継続申告（パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク加入自治体からの転入）

※　手続きはいずれの自治体でもできますが、利用できる制度は住んでいる自治体の制度です。受領証等についても住んでいる自治体から交付されます（交付には通常より日数を要します。）。

○１市８町間の転出入は手続きが簡素化されます

旭川市と近隣８町は、「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入しています。

詳しくは、７～８ページをご覧ください。

旭川市民の方で、近隣８町での手続きを希望する場合は女性活躍推進課にご連絡ください。

宣誓手続き及びパートナーシップ宣誓継続申告の場合は、フォームからのご予約も可能です（３ページ参照）。

旭川市での手続きを希望する近隣８町の方は、お住まいの自治体にお問い合わせください。

6　受領証等の再交付・返還

⑴　受領証等の再交付について

紛失、毀損、汚損した場合や、改性・改名した場合などの事情でパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を希望する場合は、次の書類をご持参の上、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第５号）」を提出してください。

①　本人確認書類（５ページ参照）
②　受領証・受領カード（紛失以外の理由の場合）

①、②のほか
【戸籍上の氏名を変更する場合】
・　戸籍個人事項証明（戸籍抄本）
【通称名を変更する場合】
・　通称名を確認できる書類（６ページ参照）

⑵　受領証等の返還について

次のいずれかの項目に該当する場合は、本人確認書類（５ページ参照）をご持参の上、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第６号）」を提出し、受領証及び受領カードを返還してください。

・　パートナーシップを解消したとき
・　一方が亡くなられたとき
・　どちらも旭川市に住所を有しなくなったとき
　※　パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している自治体に転出し、転入先で継続申告するときを除く。
・　その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

※　パートナーシップ解消のために受領証等を返還する場合で、どちらか一方の方が届出したときは、もう一方の方に返還届の提出があったことを通知します。
※　パートナーの方が亡くなられた場合で、受領証等の返還を希望しない場合は女性活躍推進課にご相談ください。

7　よくある質問

Ｑ１　パートナーシップ宣誓制度と婚姻の違いは何ですか。

婚姻は法律に基づき、法的な権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は、お互いが人生のパートナーであることを市に宣誓するもので、婚姻のような法的効力はありません。また、宣誓によって戸籍や住民票の記載事項が変わることはありません。

Ｑ２　パートナーシップ宣誓に費用はかかりますか。

宣誓や受領証等の交付に対する費用はかかりません。ただし、宣誓時に提出していただく必要書類（住民票の写し等）の交付手数料などは自己負担となります。

Ｑ３　手続きや宣誓はどこで行いますか。

旭川市総合庁舎６階の女性活躍推進課です。

各支所及び出張所・東部まちづくりセンターでは手続きできません。

Ｑ４　平日以外の土・日や祝日に宣誓はできますか。

宣誓は、原則平日（年末年始を除く）午前８時４５分から午後５時１５分に受け付けます。ただし、特別な事情がある場合は、女性活躍推進課にご相談ください。

Ｑ５　郵便やＥメールでも宣誓書を提出できますか。

郵便やＥメールでの提出はできません。

宣誓の手続きは、職員立会いのもと、お二人の意思を確認の上行います。

ただし、病気等の理由により、お二人での来庁が難しい場合は、事前に女性活躍推進課にご相談ください。

なお、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している自治体からの転入で、継続申告する場合は郵送でも手続きが可能です。

Ｑ６　宣誓にあたりプライバシーは守られますか。

希望される場合は個室で宣誓手続きするなど、プライバシーに配慮します。

また、ご提出いただいた書類は、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理し、本事業の目的以外に利用することはありません。

Ｑ７　事実婚関係の場合も、パートナーシップの宣誓ができますか。

本制度は、法律婚が認められていないことで、その関係性が認められず、生きづらさを抱えている性的マイノリティの方々の困難の緩和を図るための制度のため、性的マイノリティではない事実婚の方は対象としておりません。

Ｑ８　養子縁組をしている場合も、パートナーシップの宣誓ができますか。

パートナーシップに基づく養子縁組をしている場合は宣誓することができます。

Ｑ９　通称名を使用できますか。

日常的に通称名を使用している方は通称名で宣誓することができます。

その場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（６ページ参照）を宣誓時に提出してください。

なお、受領証等には戸籍上の氏名を併記します。

Ｑ10　子どもの名前を受領証等に記載できますか。

宣誓者の一方又は双方と同居し、生計を同じくしている未成年の実子又は養子の氏名を受領証等に記載することができます。希望する場合は「子に関する届出書（様式第４号）」に必要書類（６ページ参照）を添付して届出してください。

なお、受領証等から子の記載を削除する場合は再交付となりますので、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第５号）」に受領証等を添付し届出をしてください。

Ｑ11　受領証等に有効期限はありますか。

受領証等に有効期限はありません。

Q12　受領証等は再交付してもらえますか。

紛失や汚してしまった場合、記載事項の変更により再交付を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第５号）」を提出し、再交付を受けてください。

詳しくは 10 ページを参照してください。

Q13　市外に転出する場合は手続きは必要ですか。

お二人が旭川市外に転出する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第６号）」に受領証等を添付して届出してください。

ただし、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している自治体に転出し、転入先で継続申告する場合は旭川市での返還手続は不要です。

詳しくは７ページを参照してください。

Q14　パートナーと関係を解消した場合の手続きを教えてください。

「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第６号）」に受領証等を添付して届出してください。

詳しくは 10 ページを参照してください。

Q15　受領証等の再交付や返還の手続きの際も２人で行く必要がありますか。

宣誓以外は、お一人で手続きすることができます。

ただし、パートナーシップ解消のために受領証等を返還する場合で、どちらか一方の方が届出したときは、もう一方の方に返還届の提出があったことを通知します。

旭川市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き

令和５年１２月発行（令和７年４月改訂）

旭川市　女性活躍推進部　女性活躍推進課
〒070-8525　旭川市７条通９丁目４８番地
TEL　：　0166－25－9785
E-mail：　joseikatsuyaku@city.asahikawa.lg.jp

誰もが
活躍できるまちへ
Diversity&Inclusion
ASAHIKAWA